

## 雑誌広告における消費税表示に関する考え方とポイント

平素は当委員会の活動にご協力、ご理解をいただき深く感謝申し上げます。

さて、10 月 1 日より消費税が 8 % から 10 % に変更となります。雑誌に掲載される広告の商品価格表記については、原則は広告主の業界でガイドラインを策定しているため、広告に表記する価格表示は、各業界のガイドラインに基づいた表記をお願いします。

しかし、広告原稿が流用指定のまま雑誌に掲載されることも想定されるため、業務上注意が必要なポイントをまとめました。ご参照いただき、関係部署に周知いただきますようお願い致します。

- ◆ 価格に関する表記は法令上「総額表示（税込価格）」ですが、特別措置として 2013 年 10 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで、総額表示の義務が免除されます。
- ◆ 広告主が所属する業界団体では、消費税に関してのガイドラインを公表している場合もあるため、広告主に確認してください。
- ◆ 一般的に、販売期間が 9 月から 10 月へ月をまたいで販売される月刊誌、隔月刊誌、季刊誌、ムック等の広告は、商品の価格表示については「本体価格（税別）」と表示するか、現状の価格を表示したうえで、「10 月 1 日以降は新税率を適用した販売価格となります」などの但し書きを添えることが望ましいでしょう。
- ◆ 1 年（半年）間の定期購入契約をする場合（雑誌の定期購入など）は、契約時の税率が適応されます。しかし、健康食品や化粧品の通信販売などにみられる、毎月の契約でありながら、自動的に契約を継続するような場合は、10 月以降新税率が適用されます。
- ◆ 「消費税分は値引きします」との広告は禁止されています。
- ◆ 消費税には飲食料品（魚、肉、野菜、加工食品等）や新聞（週 2 回以上発行）は軽減税率が適応され 8 % ですが、飲食料品で酒類、ケータリング、外食については新税率 10 % が適応となります。ファーストフード店等はテイクアウトが 8 %、店内での飲食は 10 % となるため、商品の価格を表示する場合は確認のうえ掲載してください。
- ◆ （参考）「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」

[https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/pdf/181128\\_guidline.pdf#search=%27%E6%B6%88%E8%B2%BB%E7%A8%8E+%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%27](https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/pdf/181128_guidline.pdf#search=%27%E6%B6%88%E8%B2%BB%E7%A8%8E+%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%27)